

令和6年能登半島地震罹災者に対する支援について

令和6年能登半島地震で罹災し、所定の「証明書類」を提出できる等の要件を満たした場合、入学料免除・授業料免除の措置を講じます。

入学料免除を申請する場合は、入学手続き時に入学料を納入せずに、代わりに入学手続要項の「令和6年度入学料免除一次申請書」を提出してください。入学後の4/17までに、担当窓口申し出てください。

前期授業料免除については、担当窓口への申し出と、一次申請期間(4/8-4/17)内に、学務情報システムへの一次(Web)申請を行ってください。(後期も一次(Web)申請が必要です。)

○令和6年度特別な事由による本学独自の授業料等免除

支援：入学料免除、令和6年度授業料免除

要件：次に該当し所定の「証明書類」を提出できる場合

- ・市町村が発行する「罹災証明書」があること（発行見込であること）
- ・学資負担者死亡

<https://www.shizuoka.ac.jp/education/tuition/exemption/>

○日本学生支援機構「給付」奨学金「家計急変採用」

支援：入学料免除、授業料免除、給付奨学金

対象：学部生（外国人留学生を除く）

要件：次に該当し所定の「証明書類」を提出できる場合

- ・生計維持者死亡
- ・生計維持者失職（非自発的失業に限る）
- ・生計維持者が事故又は病気により就労困難（半年以上）
- ・災害で生計維持者が生死不明等
- ・その他、学業成績、所得基準等を満たしていること

<https://www.shizuoka.ac.jp/education/tuition/jasso/>

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/index.html

担当窓口

静岡キャンパス：学生生活課奨学係

TEL：054-238-4460

浜松キャンパス：浜松学生支援課学生支援係

TEL：053-478-1011